

陳 述 書

本訴被告、反訴原告の吉田益夫です。

1. 本件のもともとの発端は、■■■■氏が、県議会議員 花田健吉氏に就職の相談を行い、花田健吉氏に有限会社銀徳 吉村公俊氏を紹介してもらい有限会社銀徳に就職したことから始まる。就職時の条件として、特定求職者雇用開発助成金が下りるように、公共職業安定所を通じて、有限会社銀徳に採用されたことになっている。

有限会社銀徳での■■■■氏の給与は15万円で、半分は、特定求職者雇用開発助成金で当てられることになっていた。

■■■■氏は、心臓病を患っており、その医療費に月額3万円以上の健康保険での自己負担を行っており、月額15万円の給料では、税金、失業、健康保険等の引き去りの上に、医療費負担も大きく、医療費無料の生活保護の受給を受けた方が有限会社銀徳で働くより収入的に有利な状況にあった。

このような状況を打破するには、再度、■■■■氏は事業を起こすことが必要であると考え、事業を起こすために有限会社銀徳を退職することを決めていた。

■■■■氏が有限会社銀徳を退職するにあたって、未払いの給料をもらいに行ったときに、トラブルが発生した。

これは、有限会社銀徳 代表取締役 吉村公俊氏が給料の受け取りに借用書を■■■■氏に書かせようとしたからだいう。

双方の陳述書から、借用書が出てきたのは事実であると確認でき、吉村公俊氏の主張のように事業資金の都合による借用書なら、■■■■氏は上記の事情から、事業資金の援助ならのどから手が出るほど欲しい状況なので、喜んで借用書にサインするので、このトラブルは、事業資金の問題ではないのは明白である。

給料の受け取りに関しての借用書を有限会社銀徳、代表取締役 吉村公俊氏が、■■■■氏に対して要求したのは明白である。つまり、特定求職者雇用開発助成金を国から搾取し、その助成

金を■■■■氏に貸し付けるという詐欺、決められた額の給与を払わないという労働基準法違反を行おうとしたわけである。

幸い、■■■■氏に借用書へのサインを断られ、未遂に終わったが、詐欺の未遂は罰則規定がある。そのため、有限会社銀徳は、公共職業安定所に対して、■■■■氏の採用は間違いであったとの申し入れを行い、特定求職者雇用開発助成金を受け取ることがないようにして事実の隠蔽を行っている。

一方、■■■■氏は、借用書のサインの件で、納得がいかず、何度も吉村氏と連絡を取ろうとしたが、電話にも出ず、怒りが大きくなって、洗いざらいをインターネットでの自分のブログ、掲示板に投稿したとのことである。

和ネットに関しても投稿したというので、■■■■氏より事情を聴取すれば、上記の事情が判明したので、別の審尋の際に、有限会社銀徳の顧問弁護士である、反訴被告 豊田泰史の代理人である太田弁護士と会う機会があり、特定求職者雇用開発助成金に対する和ネットとしての懸念を伝えている。

2. 反訴被告 豊田泰史は、代理人 太田、重藤弁護士連名による平成26年2月19日付通知書が1. の背景で送られてきたわけである。

内容はスレッド削除依頼であったが、それ自体、不当であり、事実隠蔽と捉えられても仕方がない内容となっていた。

つまり、特定求職者雇用開発助成金に対する和ネットとしての懸念については無視されていた。特定求職者雇用開発助成金に関する隠蔽工作と判断できる行為を行っているのを、当方は事情聴取から知っていたので、回答に加えて、■■■■氏と吉村氏との話合いが不成立となったため、事実隠蔽の強要の疑いと司法判断を早急に促すために弁護士会に懲戒請求を提出するに至った。

3. 通知書の内容での「和歌山地方検察庁に提出済みの告訴状」というのは和歌山地方検察庁では告訴状が存在せず、和歌山県警岩出署に刑事告訴された■■■■氏の事件は終了しているが、和

ネットに対する一切の捜査もなく終了しているので、通知書の内容は偽計であるのは明白である。実際、業務妨害で和ネット内が混乱して、被害を受けているので、有限会社銀徳、代表取締役 吉村公俊、顧問弁護士である 反訴被告 豊田泰史、代理人 太田達也、重藤雅之を偽計業務妨害で、刑事告訴するため、現在、和歌山地方検察庁と協議中である。

4. 反訴被告 豊田泰史は、平成26年12月9日付陳述書で、当方の懲戒請求を業務妨害だと主張するが、その原因となった平成26年2月19日付通知書が和ネットに対する業務妨害であるのは、明らかである。その当方への業務妨害を棚に上げて、当方の懲戒請求を業務妨害、名誉毀損と主張して刑事告訴、民事での訴えの提起を行っている。そのため、司法判断を求める仮処分
の申立は後回しとなっており、反訴被告 豊田泰史は、弁護士倫理規定第76条(裁判手続きの延滞)に抵触する行為を行っており、すなわち、弁護士法第22条(会則を守る義務)に違反している。

5. 反訴被告の豊田泰史は、当方が、本件について公正な手続きで、弁護士法に基づく懲戒請求や裁判を行っているのを示すための公開について、名誉毀損と言いがかりを付けている。これは、憲法21条(表現の自由)、憲法82条(公開の裁判)、に基づいたものであり、なんら違法行為でもない、当然、名誉毀損であるはずがない。

6. 豊田泰史は、たとえば、出版物販売差し止め訴訟で、その出版物で引用された出版物が販売差し止めされることなどないのを知りながら、同じ考え方でスレッド削除に関して、そのスレッドで引用された文書についても削除要求できるはずがないのに、引用された文書に対しても削除要求を主張している。

引用された文書が削除されていなければ、他のスレッド、他サイトで引用できるのであるから、引用された文書に対して削除要求するべきである。

しかし、これができないのは、削除要求する文書の中に、豊田泰史自身が訴えた訴状や準備書面等が含まれ、自分自身が出したこれらの訴状、準備書面等で自分の名誉を毀損していると主張せざる得なくなり、豊田泰史が常軌を逸していることが明らかになるのでできないのである。

当方に対して豊田泰史が主張する名誉毀損は、このように常軌を逸するものしかない。

7. 反訴被告 豊田泰史、代理人 太田達也、重藤雅之に対しては、このような事情から偽計業務妨害に当方に対する虚偽告訴を加えた形で、刑事告訴をするために和歌山地方検察庁と協議中である。

8. 平成26年12月9日付反訴被告 豊田泰史の陳述書については、下記の通り反論する。

9. 「善良な人々を泣かせてきた悪の温床」と和ネットを反訴被告 豊田泰史は誹謗中傷するが、具体的なものは出せない。それは、そのようなものはないからである。

このように、平気で、デタラメなことを陳述できるため、反訴被告 豊田泰史の弁護士業務で酷い目にあったという人間もいる。反訴被告 豊田泰史に酷い目にとという人間の陳述書を当方は用意しているが、反訴被告 豊田泰史のために、当方が現在、刑事告訴を協議中の被告訴人以外に、「善良な人々を泣かせてきた悪の温床」という陳述書を書こうとする人間がいないのも明らかである。また、反訴被告 豊田泰史は、和ネットの有料削除についても言いがかりを付けているが、和ネットの有料削除はあくまでも、削除データを一定期間保管する保管料が有料であり、投稿削除についての一つのオプションである。

これによって、削除投稿の有料保管で投稿者の著作権を守りながら、今までグレーだった領域がカバーできることになったのである。

この言いがかりからして、豊田泰史は言葉尻しか捉えられない、理解力のない無能な弁護士であるということが露呈していると言わざるを得ない。

だからこそ、常軌を逸する要求や主張を行うのである。

10. 他サイトがすぐに削除したのに、和ネットが削除しなかったと反訴被告 豊田泰史は主張するが、そもそも、他サイトは投稿者に事情聴取を行ったかどうかとも怪しい上に管理の方法も違い、投稿自体も同じものでないので、比較の対象にならないのに無理に比較しようとしており、そのデタラ

メさが露呈している。

和ネットでは、プロバイダ責任制限法ガイドラインに従って、反訴被告 豊田泰史らが、投稿者とみなした■■■■氏より事情聴取を行い、双方に問題があるとして、それを解決する方向で、回答を行なっている。

11. ■■■■氏は、和ネットに対して投稿を行ったと名乗りを上げているが、10月29日の判決で、発信者情報で、経由プロバイダーに■■■■氏が、投稿を行ったか確認する必要があるとされ、和ネットに関しては■■■■氏が投稿していたのかどうかはまだ確定していない。また刑事事件に関して和ネットの投稿については捜査を受けていないので、刑事告訴の結果として■■■■氏が罰金となっても、それは和ネットの投稿に対してのものでないのは明白である。

つまり、和ネットの投稿は、今回の刑事事件の対象外である。

反訴被告 豊田泰史の陳述では、■■■■氏は侮辱罪で略式罰金を受けているとしているが、刑法第231条の侮辱罪は「拘留又は科料に処する」となっており、この間違いは、反訴被告 豊田泰史は弁護士としてはお粗末な知識しか持っていないというべきである。罰金と科料の違いは、罰金だと市町村等地方自治体の犯罪人名簿に定められた期間、記載され、科料は記載されないという大きな違いがあるため、弁護士として、このような間違いを起こすこと自体が、無能といわざるを得ない。

12. ■■■■氏の投稿記事が犯罪であることを認めるのか？という質問があったというが、当方がそのような質問に答えられるはずがないのは当然である。

まず第一に、■■■■氏が投稿したという名乗りを上げたのは、平成26年9月3日であり、それまで■■■■氏が投稿していたとしても、どの投稿が■■■■氏が投稿していたのか不明であったからである。審尋は、平成26年6月にあったので、不明なものに答えられるはずがない。

犯罪であると思料するなら、まず和歌山県警に相談を行い、指示に従う。これが原則である。

また、平成26年12月9日付陳述書で、「イスラムや右翼を中傷するような記事が投稿されればす

ぐに削除してしまうことは目に見えています。」とあるが、今まで、思想上の問題で削除を行ったことはない。和ネットの投稿で、イスラムや外国人、右翼や左翼に対する偏った意見の投稿もあるが、偏っているという理由だけで削除したことは今までにないしこれからもない。

今までの削除対象はほとんどすべてが広告スパムであり、広告であっても和歌山県内の業者であれば、地域復興として大目に見ている。

陳述書でこのようなデマがよく書けるなど思っている。

13. 反訴被告豊田泰史は、当方が金銭的に裕福でないと平成26年12月9日付陳述書で声高くなるのしているつもりだろうが、これは、 氏が窮乏していて、金が取れないから訴訟を行わないつもりでいるので、いつまでたっても司法判断が出ないことを危惧して当方が懲戒請求を出した根拠にもなりうる記述でもある。このように豊田泰史は、社会正義と人権擁護を使命としているという弁護士といいながら、実は金銭しか考えていないということがこの記述からも明らかである。そのため、保管が主の和ネットの有料削除に対し、常軌を逸する言いがかりをしつこく付けているのである。

14. 反訴被告 豊田泰史は、反訴原告を和歌山地方検察庁に名誉毀損で刑事告訴を行ったが、その対象としている和ネットでの「あすか綜合法律事務所(和歌山市)に対する懲戒請求」というスレッドを告訴事実としているが、反訴原告に対してそのスレッドを削除するように、平成26年5月29日仮処分の申立を和歌山地裁に行い、平成26年7月31日にそのスレッドの削除命令の仮処分決定が出ている。

反訴原告はその決定に従って、平成26年8月14日にそのスレッドの削除を行い、そのスレッドデータは、すでに消失してしまっている。そのため、和歌山地方検察庁は、告訴事実が消失してしまった中で、反訴原告の捜査を行うという前代未聞な事態となっている。このように、反訴被告豊田泰史は、自分が告訴した事件の捜査妨害をするという常軌を逸した行動を行っているのである。このような人物の告訴内容は、常軌を逸しているというしか言えないものであるのは明白で、反

訴原告に対する刑事告訴は言いがかりであるのは明白である。

15. このように、反訴被告 豊田泰史は、数々の悪事を行い、いわれのない誹謗中傷を当方、和ネットに対して本訴訟を通じて行っている。

そして常軌を逸した要求を和ネットに対して行い、和ネットの業務を妨害している。

このような常軌を逸した人間が、平成26年12月9日付陳述書で述べているようなNPOや数々の公的な団体の役員などに就いていれば、和歌山県の衰退が止まらないはずである。

また、このような弁護士は資格剥奪を行い厳しい刑罰を受けるのが妥当であると思われる。


以上

添付書類

和歌山地方検察庁と協議中の告訴状(写し)

平成26年 12月12日

氏名

吉田益夫 

和歌山地方裁判所 御中